

議案第7号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="331 357 416 384">附 則</p> <p data-bbox="250 419 387 446">1～3 略</p> <p data-bbox="250 477 1081 568"><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための 防疫等業務手当の特例)</u></p> <p data-bbox="250 598 1081 986">4 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定め る等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コ ロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」とい う。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われ る感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従 事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において は、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p data-bbox="250 1016 1081 1286">5 <u>前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある 者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行 う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事し た場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>	<p data-bbox="1209 357 1294 384">附 則</p> <p data-bbox="1131 419 1267 446">1～3 略</p>

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="331 595 416 627">附 則</p> <p data-bbox="253 655 387 687">1～7 略</p> <p data-bbox="246 715 1081 807"><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための 防疫等業務手当の支給)</u></p> <p data-bbox="253 834 1081 1166">8 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定め る等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コ ロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」とい う。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われ る感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従 事したときは、防疫等業務手当を支給する。</u></p> <p data-bbox="253 1193 1081 1348">9 <u>前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある 者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行</u></p>	<p data-bbox="1209 595 1294 627">附 則</p> <p data-bbox="1131 655 1265 687">1～7 略</p>

う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した
た場合にあっては、4,000円) とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。